

## 静岡県立観音山少年自然の家管理運営及び利用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則（平成18年8月11日静岡県教育委員会規則第18条）第13条の規定に基づき、静岡県立観音山少年自然の家（以下「少年自然の家」という）の管理運営及び利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用団体の範囲)

第2条 少年自然の家を利用できる者は、次の各号に該当する者（以下「利用団体」という）でなければならない。

- (1) 義務教育諸学校の児童・生徒
- (2) 少年団体の構成員
- (3) 少年団体、少年教育施設等の少年教育指導者
- (4) 少年自然の家が主催する事業の参加者
- (5) その他所長が認めた者

2 前項第1号及び第2号に該当する者は、成人または青年の指導者の引率の下に利用する。

3 利用団体の構成員は10人以上で「少年自然の家」の教育目標に沿った研修計画を有する者でなければならない。

4 次の各号に該当する者は、少年自然の家を利用できない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる団体
  - ア 暴力団及び暴力団員等を使用する場合、又は関与している場合
    - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
    - (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
    - (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
    - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
    - (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
    - (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - (キ) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - イ わいせつ文書、図画その他の物の頒布、販売、陳列若しくはわいせつ行為又はとばく行為を行うおそれがある場合
  - ウ 不正、詐欺的な行為を行う恐れのある場合
- (2) 第5条の行為を目的として利用する団体

### (利用の申請)

第3条 少年自然の家の利用を希望する団体は、静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則第9条によるもののほか、別記様式の利用申込書により申し込まなければならない。

2 前項の申し込みは、別に定める利用受け入れ要領による。

(利用の許可)

第4条 所長は、第3条の規定により申し込みがあった場合には、その内容を検討し、必要に応じて研修計画について指導及び助言を行うとともに、施設、設備等の状況を勘案して利用の可否を決定し、当該利用団体に通知する。

(禁止する行為)

第5条 少年自然の家においては、次の行為を行ってはならない。

- (1) 特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治的教育、その他の政治的活動
- (2) 特定の宗教を支持し、またはこれに反対するための宗教的教育、その他の宗教的活動
- (3) もっぱら営利を目的とする活動
- (4) その他所長が不相当と認めた活動
- (5) 原則として飲酒、喫煙

(利用団体の入退所)

第6条 利用団体の入退所は、団体ごとに全員そろって行う。

2 入退所時間は原則として、9時から15時までとする。

3 利用団体の入退所式は、前項に従い、原則として少年自然の家の所員（以下「所員」という）の指導に基づいて行う。

4 利用団体は、原則として入所式後、直ちに利用の心得に関するオリエンテーションを受ける。

(生活時間)

第7条 利用団体は、原則として別に定める要項により生活する。

2 朝・夕のつどいの進行については、原則として所員が行い、利用団体の要請があった場合はそれに応じて行う。

3 前項における朝・夕のつどいに行われる国旗及び県旗、所旗並びに利用団体旗の掲揚、降納は原則として利用団体が行う。

(利用団体の指導及び助言)

第8条 所員は、講話、レクリエーション、野外活動の指導、集団宿泊生活等に関し、利用者に指導及び助言を与えることができる。

2 少年自然の家の理念、ねらいに沿った集団宿泊生活、野外活動が達成されるために入所日1ヵ月前に利用団体の計画作成について指導助言を行う。

(宿泊室等の清潔保持)

第9条 利用団体は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して整理整頓に努めること。

2 利用団体は、野外活動エリア内の便所について、活動終了後に点検及び清掃等を行い衛生管理に努めること。

(食事等)

第10条 利用団体の食事は、少年自然の家の業者委託の定める献立によって行うものとし、その食事代は納入通知書にて静岡県に支払いをする。パン、飲料

等については請求書にて業者に支払いをする。

(破損亡失の弁償責任)

第 11 条 利用団体は、故意または過失により少年自然の家の施設・設備を破損または亡失した時は、その責任を負う。

(諸規則の遵守等)

第 12 条 利用団体は、少年自然の家の諸規則を守らなければならない。

2 所長は、前項の規定に違反したり、風紀及び秩序を乱したりすることがあった場合、退所を命ずることができる。

(非常変災)

第 13 条 非常変災その他や止むを得ない事情がある時は、所長は臨時に利用団体の受け入れを行わないことができる。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。